

PPP コミュニティ 会則

(名称)

第1条 本会は、「PPP コミュニティ」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は 東京都新宿区中落合 2-5-1 聖母会 聖母病院皮膚科内（暫定）に置く。

(目的)

第3条 本会は、掌蹠膿疱症という疾患の患者が中心となり、病気に対する正しい知識を患者とその家族間で共有して質の高い生活を送れる環境をつくること、さらには広く一般市民を対象として掌蹠膿疱症という病気への啓発活動を通じて、新たな治療法開発に協力すること、患者の可能性を広げられる社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 患者と家族及び医師に向けた知識、経験、情報の提供、患者・家族間の交流事業
- (2) 患者と家族及び広く一般社会に向けた掌蹠膿疱症に関する啓発事業
- (3) 掌蹠膿疱症の新たな治療法開発に協力する事業
- (4) 社会に対し疾患と戦う条件整備をする事業
- (5) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

(運営ポリシー)

第5条

会員は次のポリシーを守ること。

- (1) 本会の運営にあたっては特定の団体、企業、事業者等から独立性、中立性を保つ事
- (2) 本会は治療に関する相談、診断、アドバイスは一切行わない事
- (3) 本会において営利目的や勧誘行為をすべて禁止する。またこれに値する行為は一切排除し認めない。

(会員)

第6条

本会は、掌蹠膿疱症の患者、その家族、および本会の目的に賛同するもので構成する。

(入会および退会)

第7条

- (1) 会員の入会については役員の賛同を得る事とする。
- (2) 会員として入会しようとするものは所定の入会申込書により、事務局へ提出する。

- (3) 会員は退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。
- (4) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- ・ 本人が死亡したとき。
 - ・ 会費を2年以上納入しないとき。

(入会費及び会費)

第8条 入会費は1,000円(初年度のみ)とし、会員会費については年額3,000円とする。会計年度は9月1日から翌年8月31日とし、3月から8月までの入会者は初年度に限り、会員会費を半額とすることができる。なお、年会費等に変更の必要が生じた場合は、総会にて協議の上決定し施行する。

(役員)

第9条

(1) 本会に次の役員を置く。

会長1名

副会長1名

アドバイザー2名

事務局5名

会計1名

監事1名

顧問医1名

顧問看護師1名

(2) 会長および副会長、アドバイザーは役員相互により選出する。

(3) 事務局、会計、監事は役員会により役員を選出する。

(4) 顧問医および顧問看護師は役員会にて承認する。

(5) 役員は、役員による自薦あるいは他薦により会員より候補を選出し、役員会にて承認後、総会において最終承認する。

(6) 役員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

(7) 役員に欠員が生じた場合には速やかに補充を行う。ただし、その任期は前任者の任期の残余期間とする。

(役員の仕事)

第10条

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時はその職務を代行する。

(3) アドバイザーは本会の活動を支援する。

(4) 事務局は、本会の事務のとりまとめを行う。

(5) 会計は、本会の会計を担当する。

(6) 監事は、会の活動および会計を監査する。

(7) 顧問医、顧問看護師は、本会の活動を支援し、医学的な指導や助言を行う。

(総会)

第11条

(1) 総会は、会員をもって構成され、年1回開催するものとする。ただし、必要あるときは臨時に開催できるものとする。

(2) 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、所定の委任状を提出する会員は出席とみなす。

(3) 総会における承認は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

(4) 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(5) 総会は、以下の事項について議決する。

- ・ 事業報告および決算報告
- ・ 事業計画および予算案
- ・ 役員承認(2年に1度)
- ・ 会則の変更

(役員会)

第12条

(1) 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し意見を述べることができる。

(2) 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項およびその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(3) 役員会は、会長が必要と認めるとき、または役員から要請があるとき招集する。

(会計)

第13条

(1) 本会の活動および会計年度は9月1日から翌年の8月31日までとする。

(2) 本会の収入は、会費・賛助会費・寄付金・助成金・広告料および雑収入とする。

(3) 会費は、患者会運営のための経費としてのみ使用する。

(旅費清算)

第14条

会員が会の公式業務、あるいは会の認めた業務遂行のための旅費等が発生した場合は、別途定める旅費精算に準じ適用される。

(1) 旅費の定義

旅費とは以下の各号のものをいう。

① 交通費

② 宿泊費（原則出発地より100km以上の距離を有し宿泊を必要とする場合を指し、

原則として会長の許可を必要とする)

(2) 交通費、宿泊料

①交通費は普通運賃の実費

②宿泊費は実費とするが1泊1万円を超えない事とする。

(3) 移動等

移動とその利用交通期間は、経済性を重視して選ぶことを原則とする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではないが、事前に会長の承認を得るものとする。

(4) その他の費用の取り扱い

移動中、やむを得ずタクシー等を利用した場合あるいは業務遂行に要した運搬費等については請求により実費を支給する。

(5) 旅費清算期限

旅費清算は旅費明細書（目的 移動先 出発地 到着地 経路）を作成し会計担当に帰任後14日以内に提出しなくてはならない。

(6) 証明書等の提出義務

業務上、余儀の支出をなし、その清算を行うときは、その支出に伴う領収書を提出しなければならない。領収書等支払いを証明するものがない場合は原則としてその支出は自己負担とする。

(7) 本規程で処理できない場合は、その都度協議にて処理する。

(付則)

第1条

本会則は2020年9月1日より施行する。

本会則は2021年11月20日より改訂施行する。

本会則は2022年11月6日より改訂施行する。

第2条

本会則の改訂は、役員会にて審議を行い、総会の承認をもって行う。